

検討会議実施記録

第2回検討会議

場 所：佐伯市役所

日 時：平成29年12月19日 10:00～12:00

議 事：

1. 管理運営実施計画

- ・事業計画、組織、広報をテーマとした検討会議の資料作成を行い、事前打ち合わせおよび推進会議へ出席した。

事業計画(案)

1. 事業の実施方針

管理運営基本計画にて設定した事業計画の基本的な考え方を踏まえ、(仮称)大手前まちづくり交流館及び(仮称)大手前広場における事業全体の実施方針を次のとおり設定します。

多様な交流・協力機会の創出

- ・ 世代を超えた交流機会
 - ・ 幅広い人々が参加できるように、多種多様な事業をおこないます。
 - ・ 誰もが気軽に立ち寄りたくなる仕掛けを施設内に作り、人々が交流するきっかけを生み出します。
- ・ 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり
 - ・ あらゆる世代、立場の市民がお互いに理解、協力し合う事業をおこないます。

地域の文化的資源の活用

- ・ 市民の「やってみたい」を応援
 - ・ 市民活動と連携した事業をおこないます。
 - ・ あらゆる学び、体験の機会を提供することで、市民活動のすそ野を広げます。
- ・ まちの魅力を伝える
 - ・ 地域の魅力を活かした事業をおこないます。
 - ・ 佐伯市が持つ文化、伝統、自然、人材といった地域資源を活用した事業を展開します。
 - ・ 次世代を担う子供たちへまちの魅力を伝え、本施設を拠点に継続的な活動がおこなえる環境を整えます。
 - ・ 佐伯市ならではの、本施設ならではの事業をおこない、市民がまちに対する愛着を抱くきっかけを作ります。

施設から市全域に広がる事業展開

- ・ 事業を届ける
 - ・ 日常的に来館することが難しい方々に向けて、出前事業や情報提供をおこないます。
 - ・ 来館したことがない方にも参加しやすい事業をおこない、興味、関心を深めます。
- ・ 市民と連携する
 - ・ 市民活動との連携を図り、施設の設置目的や活動を市全体へ広めます。
 - ・ 市民の意見を取り入れ、事業展開に反映させます。

複合施設の特性を活かした事業展開

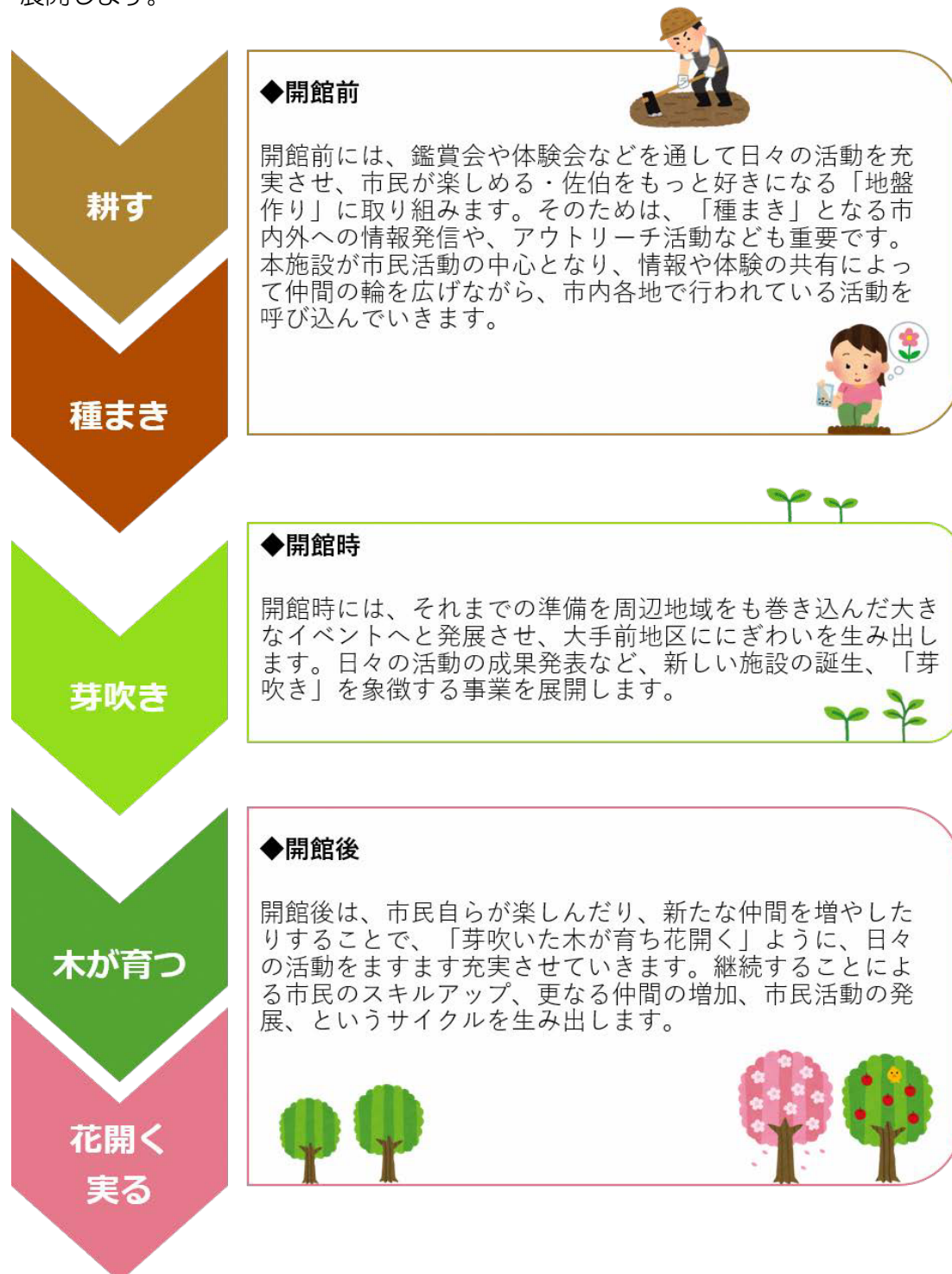
- ・ 多角的な事業
 - ・ 複数の諸室や機能に跨った連携事業をおこないます。
 - ・ 佐伯市の文化を活かした事業により市内外から人が集う仕組みを作り、周辺施設を巻き込んでにぎわいを生み出します。

2. 自主事業計画

(1) 事業の展開

① 自主事業のコンセプト

(仮称) 大手前まちづくり交流館及び(仮称) 大手前広場は、大手前開発基本計画の計画目標である「にぎわいの創出と市民活動の活性化」の実現に向けた自主事業を展開します。



②事業の実施区分

(仮称) 大手前まちづくり交流館及び(仮称) 大手前広場における自主事業は以下の区分で実施していきます。

【自主事業区分と内容】

区 分	内 容
鑑賞事業	優れた芸術作品や各種公演の鑑賞機会を提供する事業
普及・育成事業	多種多様なワークショップに併せて、アウトリーチ活動を行うことで、各種活動の普及と次世代を担う人材及びそれらを支える人材を育成する事業
参加・交流事業	市民参加によるフェスティバルや国際交流イベントの開催といった参加・交流事業
地域・発信事業	地域に根差した伝統芸能を活用するなど、地域の魅力を発信する事業
にぎわい創出事業	周辺商業施設等と連携したイベント等、まちづくりの拠点としての役割を担い中心市街地をはじめとするまちのにぎわいにつなげる事業
市民自主事業	市民が自ら企画立案し実施まで行う事業
市民提案事業	市民からの提案要望に基づき実施する事業

(2) プレイベント

①プレイベントの実施方針

施設に対する関心や期待感を育てる

- 施設を身近に感じられる機会
 - 誰もが楽しめる事業を実施することで、事業への気軽な参加や参加者同士の交流を促します。
 - 佐伯文化会館閉館セレモニーを兼ねた鑑賞型事業をおこないます。
 - 市民の発表の機会を設け、開館後の本施設の利用に繋がります。
- 周辺地域からの興味関心を高める
 - 佐伯市の文化を活用し、市内外へ向けてまちの魅力をアピールします。

大手前開発事業の周知

- 情報の発信
 - 市内全域を対象とした出前事業をおこない、事業に対する取り組みを周知します。
 - あらゆる媒体を用いて、市内外へ最新の事業進捗状況を発信します。

開館後の利用者の育成

- 開館後の市民活動への繋がり
 - 市内の各種活動団体と連携することで、既存の地域団体や個人の活動の活性化を図ります。
 - 市民に学び・体験の場を提供し、開館記念式典での発表を始めとする市民活動へ繋がります。
- まちのにぎわいを生み出すステップ
 - 参加者が佐伯市ならではの魅力を再確認できる事業をおこない、開館後の本施設の活用イメージを広げます。

市民参画・協働の推進

- 市民の発掘・育成
 - 市内の様々な情報を集約したデータベースを作成し、その活用に取り組みます。
 - 市民参画のきっかけや人材育成の起点となる事業をおこないます。

事業実施における課題の把握と解消

- 事業評価の実施
 - 施設運営や事業の企画、運営、広報における課題を把握し、改善を重ねながら開館記念事業へ繋がります。

②実施内容

イベントの実施方針に基づき、以下の内容で事業を展開します。

テーマ

新しい仲間の発見とつながり ～体験こそ仲間作り～

1. 誰もが楽しみ、気軽に参加できる交流会や、佐伯の文化を活用した鑑賞会等を開催します。
例) 交流館建設予定地での建築現場見学会
佐伯市まちづくりセンター、よろうや仲町など既存施設での市民交流会
佐伯文化会館を活用した芸術鑑賞会や発表会
佐伯文化会館閉館セレモニー など
2. 各種アウトリーチ^{※1}や体験会、市民説明会等を実施します。
例) 各小学校へ出向いて行う音楽ワークショップ
弥生文化会館や各地の公民館などを利用した説明会、上映会 など
3. 佐伯市内の各種団体と連携し、関係者同士が情報交換できる場を設けます。
例) 周辺子育て福祉施設との情報交換会
食のまちづくり交流懇話会 など
4. 佐伯の文化を活用したワークショップや講座、またその発表の機会等を提供します。
例) 佐伯食材を用いた料理教室、みそづくり講習会
佐伯市文化芸術フェスティバル など
5. 開館に向けた環境整備を、市民と協働しながら進めます。
例) カテゴリー別の講師や活動団体等のデータベースの作成
舞台技術サポーター養成ワークショップ
広場の芝生植え、キッズスペース用木製おもちゃ作りワークショップ など
6. 事業の実施後には都度振り返りを行うことで適切な事業評価を行い、把握した課題に対する改善を重ねることで、開館後の事業計画に役立てます。

^{※1} アウトリーチ 普段、芸術文化等に触れる機会の少ない人々へ向けて、学校や福祉施設などその生活の場へ出向いて実施する出前事業のこと。

(3) 開館記念事業

①開館記念事業の実施方針

市民と共に交流館の開館を祝う

- ・ 新たな施設のお披露目
 - ・ プレイベントからの繋がりを考慮した市民参加企画として、すべての市民にとって「ハレの日」となる市民総参加の式典やイベントをおこないます。
- ・ 時期に応じた周年事業
 - ・ 1年、5年、10年など周年事業も開館記念事業の延長として捉え、誰もが気軽に参加し本施設への関心を高められる各種事業を開催します。

新たな施設の完成を広く発信

- ・ 交流館のアピール
 - ・ 佐伯出身の著名人や広く注目を集めるアーティストなどを招き、ハイレベルな鑑賞事業やワークショップ等を開催することで、市内外から多くの来館者を集めます。
- ・ まちの魅力の発信
 - ・ 佐伯市の持つ地域資源を有効に活用し、市民が身近な文化に改めて親しむ機会を生み出します。
 - ・ 様々な手段や媒体を用いた宣伝をおこない、本施設を含むまちの魅力を広く発信します。

施設利用の促進

- ・ 施設の活用方法の紹介
 - ・ 複数の諸室や機能に跨った連携事業をおこないながら、諸室の様々な活用方法を紹介することで、更なる施設利用を促します。
 - ・ 施設が市民の学びや体験、発表の場となり、市民一人ひとりの力を発揮できる舞台となります。
- ・ 新たな施設利用者の獲得
 - ・ 佐伯市外の住民をはじめ、既に佐伯を離れたり、これから離れていったりする人々が、まちに愛着を持ちまた訪れたいと感じるきっかけを生み出します。

②実施内容

開館記念事業の実施方針に基づき、以下の内容で事業を展開します。

テーマ

佐伯 Big Bang! ～^み観せる・^み味せる・^み魅せる～

1. すべての市民を対象とした、市民参加型の式典や発表会等を開催します。
例) 交流館開館記念式典
佐伯市民ミュージカル公演
開館前から続く取り組みや市民活動の発表会 など
2. ハイレベルな鑑賞事業や、プロの指導によるワークショップ等を実施します。
例) 多目的ホールでのオーケストラコンサート
キッチンコートを利用したプロによる料理セミナー など
3. 周辺地域を巻き込んだイベントを、交流館や広場を拠点として開催します。
例) 佐伯の食文化と連携したスポーツイベント
食のマチ佐伯「大収穫祭」 など
4. 市内外の人々へ、交流館の活用方法を紹介できる館内連携事業を行います。
例) 子育て支援室と多目的ホール、大手前広場が連携することも運動会
交流館全館を活用した佐伯市民文化祭 など

(4) 通年事業

①通年事業の実施方針

事業バランスへの配慮

- ・ 日常的に訪れたいくなる雰囲気
 - ・ 分野・諸室ごとの事業と、機能間で連携する事業とをバランスよく実施しながら、いつも何かがおこなわれている環境を作ります。
- ・ 交流のきっかけ作り
 - ・ 鑑賞事業と普及・育成事業を掛け合わせるなど、複合型の事業を展開します。
 - ・ 事業区分や主な対象者等に偏りがないよう考慮します。
 - ・ 一緒に活動や情報交換ができる仲間との繋がりを生み出します。

時期に応じた事業展開

- ・ 季節催事の実施
 - ・ 季節に応じた催事や、年度ごとに特色ある事業を展開することで、市内外から人を呼び込み、まち全体のにぎわいに繋がります。

市民の発表・活躍の場

- ・ 市民活動を支える
 - ・ 市民の体験・学習の場であると同時に、日々の活動の成果を発表する機会を設けることで、多様な市民活動を支えます。
 - ・ 施設内の常設機能によって市民の暮らしをより豊かにします。
- ・ 「佐伯ならではの」市民参画・協働
 - ・ 事業運営を協力して担う人材の育成を図るなど、「佐伯ならではの」の共催事業を展開します。

②実施内容

通年事業の実施方針に基づき、以下の内容で事業を展開します。

テーマ

佐伯市民万博 ～日常の積み重ねがスペシャルを生み出す～

1. アートプラザやホワイエ、大手前広場のようなフリースペースを活用し、思わず立ち寄りたくなるアートイベント等を継続して行います。
例) アートプラザでの市民制作アート展示
ホワイエを使ったロビーコンサート
広場で行うフリーマーケット など
2. 分野や事業区分を融合して参加者が協力し合えるイベントや、一緒に活動する仲間との繋がりを生む交流会等を実施します。
例) 周辺商店街や地元生産者と協力し、大手前広場で開催するマルシェ（参加・交流事業×地域・発信事業×にぎわい創出事業）
NPO 団体交流会 など
3. 佐伯の自然や文化に触れられる、季節に応じた集いや体験会等を開催します。
例) 城山と連動したイルミネーションアート
さいき春まつりの時期に合わせた竹灯籠づくり体験
ほおずきやヒオウギ貝を用いた作品づくり教室 など
4. 市民の「みたい」「やってみたい」を実現する場として、鑑賞会や定期講座、発表会等を開催するほか、施設内には市民が運営に携わることのできる常設機能を設けます。
例) スタジオや食育活動支援室等で定期開催するカルチャーサロン
多目的ホールでのカルチャーサロン発表会
アートプラザにて本の持ち寄りによる市民図書館 など

3. 貸館事業計画

貸館事業については、施設利用の活性化がにぎわいの創出につながるものと捉え、一つの事業と位置づけて積極的に行います。

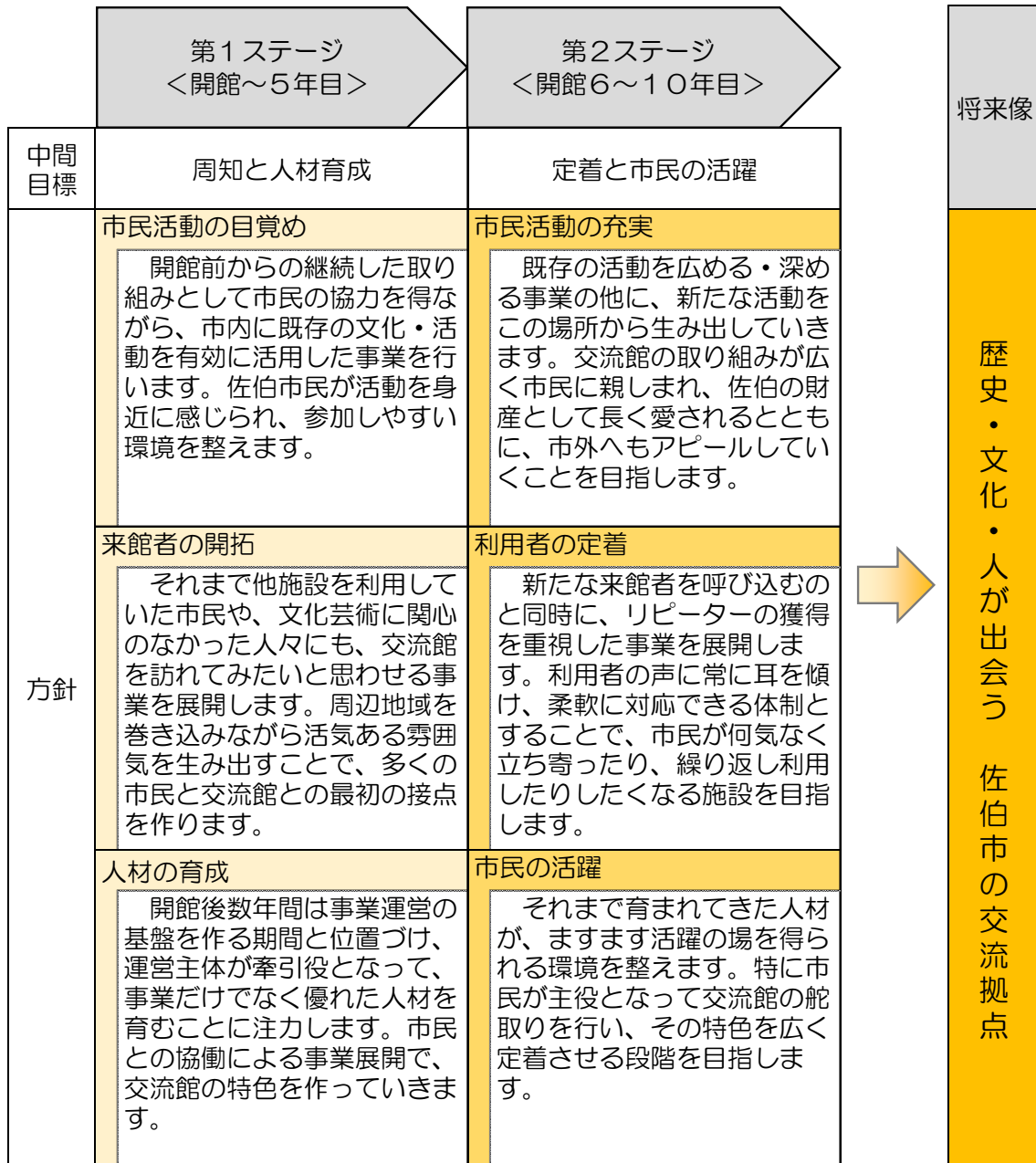
- 地域交流を目的とする多様な事業を誘致することで、稼働率の向上を図ります。
- 利用者が利用しやすい環境整備を行うことで、リピーター増加を目指します。
- 専門スタッフの配置等による活動支援を行い、市民活動のレベルアップに寄与します。
- 施設内の複数の機能にまたがった催事展開について助言するなど、利用者に本施設の更なる活用方法を提案します。

【想定される取り組みの例】

- ・ 利用者の要望を参考とした諸室備品の整備
- ・ 開館準備段階から作成する各種データベースを活用した、利用者への情報提供
- ・ 意見聴取会の実施等、利用者の声を積極的に取り入れた運営体制づくり
- ・ 施設の時間外利用など、利用者の希望に可能な限り応じられる柔軟な利用規則の運用

4. 中長期における取り組み

開館から5年目までを第1ステージ、10年目までを第2ステージとし、大手前地区の目指す将来像へ向けて、以下の方針で事業を展開します。



組織計画（案）

1. 運営主体の検討

管理運営基本計画では、以下4つの基本的な考え方を策定しました。

- 市民参画と協働による運営
- 専門性を持った人材の起用、育成
- まち全体と連携した運営
- 施設の一体的な管理運営

本施設が大手前開発基本計画によるところの「文化芸術の拠点」、「人々の交流の拠点」としての役割を果たし、市民と協働する体制を構築するためには、市自らが牽引役となり事業を推進することが重要です。そのため、本施設は開館後から当面の期間、市の直営による管理運営を行うものとします。

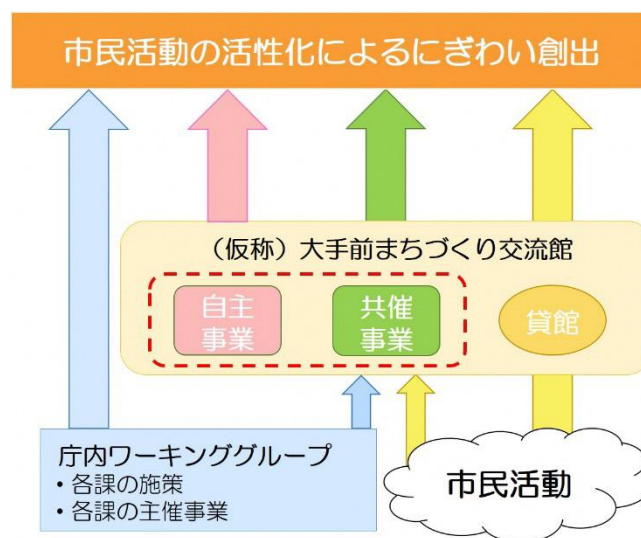
2. 組織体制の検討

（1）組織体制の方針

開館前の段階から管理運営の検討を担当している大手前開発推進室が、開館後も継続して管理運営の中核を担います。同時に、市内の食育や市民協働を担当するセクションが管理運営に加わることで、事業実施や市民参画の推進等、市の施策を十分に遂行できる体制を整える方針とします。

（2）市内ワーキンググループの設置

佐伯市各課が本施設を会場として行う主催事業の把握や、本施設の事業と各課の施策との関係の共有を目的として、市内ワーキンググループを設置します。



(3) 組織体制の想定

組織は以下の体制を想定します。円滑な業務遂行のため、専門家の起用や外部業務委託を含めた体制を整えます。

【組織体制の想定】

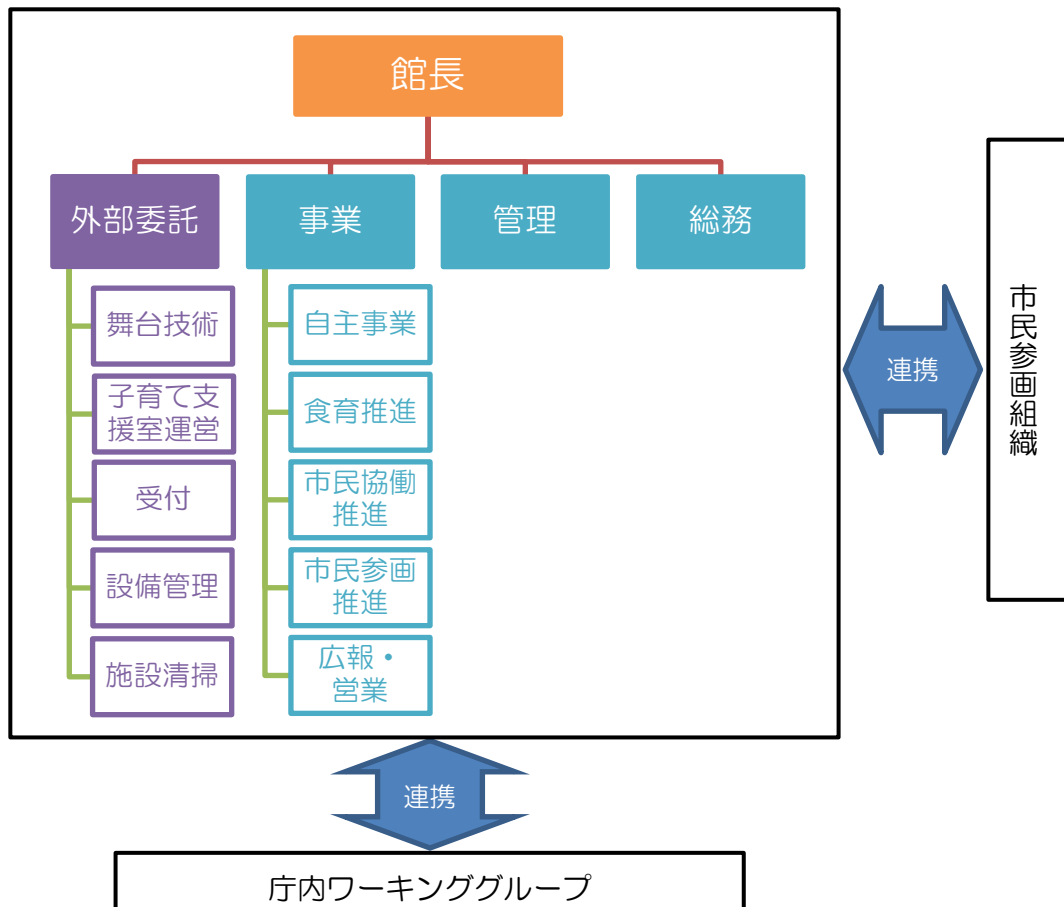
- 館長 1人 統括（事業企画運営の専門家を起用）
- 事業担当5人 自主事業、食育推進、市民協働推進、市民参画の推進、広報・営業
- 管理担当3人 貸館対応、施設内簡易保守・点検
- 総務担当2人 経理、庶務

（以下、外部委託を想定）

- ◇舞台技術（音響・照明・舞台設備）
- ◇子育て支援室運営
- ◇受付（フロントスタッフ）
- ◇設備管理
- ◇施設清掃

※夜間警備は機械警備とします。

【組織体制イメージ図】



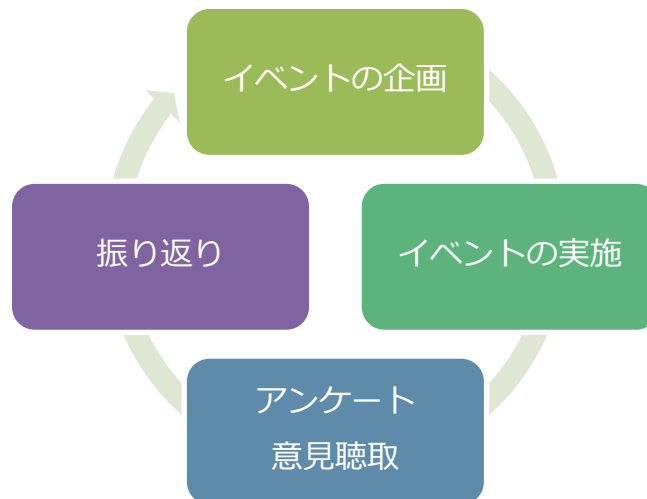
3. 市民参画・協働の検討

(1) 市民参画組織の検討

本施設に関係する様々な市民参加や市民活動が活発化するよう、市民参画・協働による施設運営を検討します。

◇STEP 1

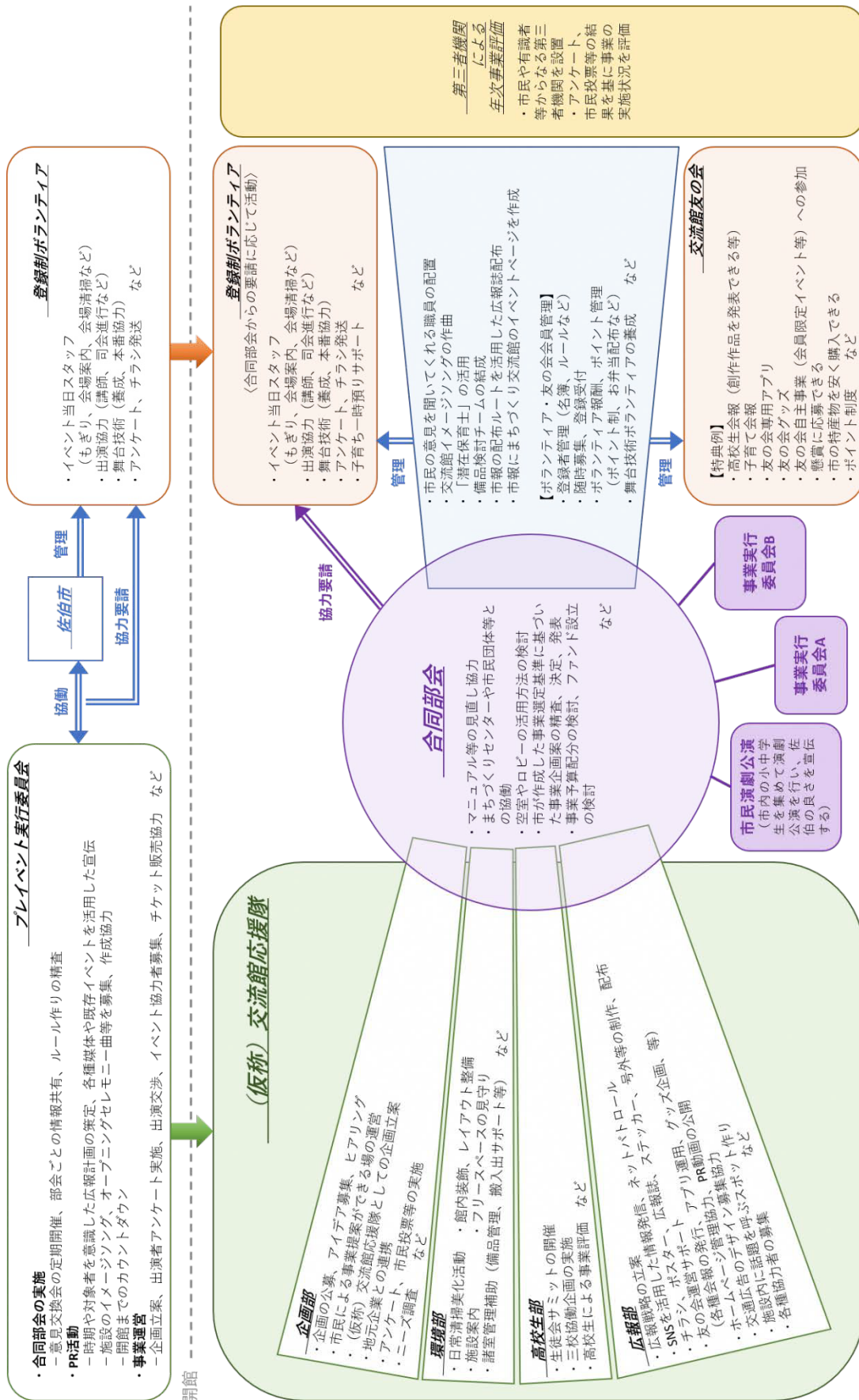
市民有志によってプレイベントを実施します。イベントについて広く告知し、参加者を増やすことで、交流館の活動について市民の興味関心を高めます。またイベント運営については、既存メンバーによる声掛けなどを通じ身近なところから協力者を増やしていきます。イベント後は振り返りを行い、次回開催時に活かすというサイクルを作ることで、開館へ向けた市民のレベルアップや気運の高まりを促します。



◇STEP 2

開館へ向けてプレイベントを繰り返す中で、市民有志内での役割分担を明確化し、バランスのとれた組織作りを進めます。イベント運営についても、既存メンバーによる声掛けだけでなく、プレイベントへの参加者や活動への賛同者など市民全体から広く協力者を募ります。組織内の結びつきを強固にしながら、更に仲間の輪を広げていくことで、開館後に目指す市民参画組織の形へと繋げていきます。

【市民参画組織のイメージ図】



- プレイベント実行委員会および（仮称）交流館応援隊は、原則高校生以上の市民で構成します。
- 合同部会は（仮称）交流館応援隊の各部代表者と佐伯市職員からなり、各部の情報共有・調整・協議・合意形成および館全体の事業や運営方針についての検討を行います。
- 共催事業の実施に当たっては、プロジェクトごとに事業実行委員会を組織します。
- 登録制ボランティアおよび交流館友の会は、登録者の個人情報保護の観点から、その管理を佐伯市が行うものとします。
- 年次事業評価は、施設や事業の運営に参画しない第三者機関により行います。
- 各部の名称や構成、業務分担等の詳細は引き続き検討します。

（2）市民参加の促進制度

本施設でのボランティア活動への積極的な参加や、継続的な協力を得るための仕組みとして、有償ボランティア制度を検討します。

例）ボランティア参加者へポイントが付与され、ためたポイントを施設の使用料やチケット料金等に充てられるポイント制度 など

広報宣伝計画（案）

1. 広報宣伝の検討

（1）実施方針

管理運営基本計画では、以下3つの基本的な考え方を策定しました。

- 様々な媒体を活用したPR
- 複合施設への関心を高め、利用意欲を喚起
- 市民参加による情報発信

これらを踏まえ、情報誌・機関誌の発行やウェブサイトなどにより、施設の情報を広く発信することで、市内外の多くの人々へ施設や事業について周知し、市民活動の意欲を高めるとともに、来館・利用意欲も高めていきます。

また、市民参画の特性を活かして、市民同士が知り合いや周辺地域の住民を誘い込むように口コミやSNSによる情報拡散を展開することで、認知度の向上を目指します。

（2）具体的な方策

①市民参加の促進

インターネットを有効に活用することで、市民が気軽に協力できるSNSや口コミでの最新情報拡散を促します。また市民同士の繋がりによって、情報を伝えるだけでなくそこに交流を生み出し、更なる仲間の獲得に繋がります。

例) 市民によるウェブサイトの更新や情報誌・機関誌の発行
公式SNSや公式ハッシュタグを作成し、市民が情報拡散 など

②各所との連携

情報発信には、様々な関係者の協力が効果的です。本施設からの発信による広報だけでなく、周囲へも連携を働きかけることで、より広い範囲への情報拡散を目指します。

例) 佐伯出身の著名人やイベント出演者等にもPRへの協力を依頼
市内企業や周辺文化施設と相互連携した広告の展開 など

③グッズやテーマソング等の活用

交流館の存在や取り組みをより目立たせ、皆に親しまれる施設となるために、市民の意見を反映させたグッズやテーマソング等の作成を検討します。各作品は施設完成後もあらゆる広報宣伝に活用し、市民への定着を図ります。

例) 身近な人へ配布したくなるステッカーの作成
開館記念セレモニー曲の作成 など

2. 愛称、ロゴタイプの募集

施設に対して愛着・親近感を持ってもらうとともに、知名度向上を目指し、施設愛称を一般公募等により付与します。その際、複合施設名称だけではなく、多目的ホール（大）・多目的ホール（小）・各施設についても愛称付与の対象とすることを検討します。

また、合わせてロゴタイプも作成します。ロゴタイプの作成にはデザインの専門的な知識も必要となることから、選定の過程で市民、専門家両者の意見を取り入れることを検討します。

■第5回市民ワークショップまとめ 【事業企画】

※赤字は管理運営実施計画へ表記や考え方を取り入れたもの
 ※着色セルはWS時の付箋紙の色を表す（ピンク…市民の案/水色…市の案）

班	プロジェクト名	プロジェクト概要	事業展開・内容詳細	広報手段	連携したい既存団体等
1	佐伯Ship 開港Project	<p>まずは佐伯市民館の魅力、使い方がわかってもらう 市民に楽しんでもらう 佐伯を好きになる</p>	<p>手作り体験 料理教室 郷土料理祭り・体験 お仕事体験 アイドル育成 世代間交流会 世代別交流会 市民文化祭</p>	<p>部会ごとのネットワーク構築 SNS 相互交流 人工知能 (AI) 対応活用</p>	<p>市外の人との交流 学校の仲間 まちづくり交流クラブ</p>
			<p>文化芸術フェスティバル 美術・アートの展覧会 コンサートや舞台作品の公演 音楽祭 鑑賞会 ○○祭り プロによる料理セミナー 佐伯を知ろう 佐伯「食の文化祭」 菓子やデザート、食の祭典</p>		
			<p>講演会・トークショー カルチャースロン 講師混同ミーティング</p>		
			<p>開館前</p> <hr/> <p>開館記念</p> <hr/> <p>通年</p>		
					<p>【発表内容より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯の大きな宝物である海をイメージした ・まずは市民が楽しみ、佐伯を好きになること。そこから自分たちでプロデュースしながら、市外へと広げていく ・開館前は、施設をどのように使えば良いか？肌で感じてもらう ・開館時は、市民の祭典となるような鑑賞会等を開催 ・最新技術であるSNSや人工知能によって市民同士の交流を深め、連携して、市民全体で佐伯の魅力在市外へ伝えていけるようなプロジェクトとしたい

班	プロジェクト名	プロジェクト概要	事業展開・内容詳細	広報手段	連携したい既存団体等	
	<p>日常の積み重ねがスペシャルを生み出す ここは皆のやりたいを実現する場所</p>	<p>事業内容 (分類なし)</p> <p>佐伯「食の文化祭」 佐伯「おさかな天国」 みそサミット 食のまちづくり交流懇話会 お菓子やデザート、食の祭典 国際交流イベント 懐かしの大手前～写真展覧会～ 〇〇祭り ワークショップ 本の持ち寄りによる市民図書館 市民文化祭 ライトアップイルミネーション 花火大会 〇〇祭り 移動動物園 ドッグラン NPO活動支援事業 (団体交流会) 婚活教室 シルバー婚活 市民交流会 ふれあい体験 ワークショップ ウェディングドレス展示会 情報発信 ホールフードフェスタ 佐伯市中学校文化祭 手前味噌づくり大作戦 大分県芸術フェスティバル「親子で楽しむ舞台劇の鑑賞会」 NPO活動支援事業 (市民協働講座) 各種ワークショップ・アウトリーチ 知ろう・つながろう・大手前 講師混同ミーティング</p>	<p>食育従事者交流会 郷土料理祭り マルシェ・朝市・夜市・蚤の市・屋台 研究開発 研究開発 手作り体験 プロによる料理セミナー 料理講習会 (魚の捌き方) 料理教室 農業体験 独居老人や孤独な子供向け共同キッチン 〇〇体験 施設を使い倒せ ふれあい体験 佐伯の食人 (職人) ストック集約事業 こどもクッキング! 食の不思議に迫る～ごまだしピザ等にチャレンジ～ ホールフードフェスタ 食育教室事業 (料理教室) 食育教室事業 (座学) 食育研究開発事業 食育勉強会事業 お菓子やデザート、食の祭典 オーガニック普及大作戦 手前味噌づくり大作戦 佐伯「おさかな天国」 佐伯「食の文化祭」 食のまち佐伯「大収穫祭」 市民文化祭 1品持ち寄り「弁当の日」 みそサミット 食のまちづくり交流懇話会</p>	<p>新しい仲間の発見とつながり 体験こそ仲間作り week year memorial スペシャルは日常の積み重ね ここは皆のやりたいを実現する場 ・広報 ・体験 ・継続 ・つながり 日常利用は触れ合い体験 単発にしない 皆で力を合わせる 新しい仲間の発見とつながり</p>	<p>思い</p>	<p>連携したい既存団体等</p>
5			食			

班	プロジェクト名	プロジェクト概要	事業展開・内容詳細	広報手段	連携したい既存団体等
5		<p>舞台技術ワークショップ マッチング推進事業（講座の開催） 開館記念式典・開館記念公演 映画祭 体幹運動体験会 カルチャースタロン こども新年会 食育交流会事業 建築現場見学</p>	<p>植樹・植栽 農業体験 市民講師による講座 ワークショップ 国際大会・学会 市民文化祭・運動会 企業・大学との連携 講演会・トークショー 佐伯を知ろう ワークショップ 発表会 お仕事体験 工作体験 舞台技術ワークショップ マッチング推進事業（講座の開催） 竹灯籠つくり体験 ベビーリンパマッサージ体験会 懐かしの大手前～写真展覧会～ 文化芸術フェスティバル 知ろう・つながろう・大手前 NPO活動支援事業（市民協働講座） NPO活動支援事業（団体交流会） 食育勉強会事業</p> <p>学び</p>		
6			<p>佐伯市民の日 市民文化祭 市民参加ミュージカル 市民大会 アート制作 映画祭 展覧会 芸術文化復興事業 工作体験 佐伯市民ミュージカル 佐伯市高校アートフェスティバル 佐伯市中学校文化祭 佐伯市アートコンクール 美術・アートの展覧会 文化芸術フェスティバル 伝統芸能ワークショップ 映画祭</p> <p>芸術</p>		

班	プロジェクト名	プロジェクト概要	事業展開・内容詳細		広報手段	連携したい既存団体等
5			教育	学習・生活・創業支援 知育学習 食育交流会事業 食育教室事業（座学） 食育教室事業（料理教室） 食育勉強会事業		
			音楽	こどもの日イベント 音楽コンクール 小学校へ音楽アウトリーチ コンサート 音楽祭 鑑賞会 音楽練習 コンサートや舞台作品の公演 シアター劇場（幼児向け映画上映） 初めてのピアノ鑑賞体験		
			スポーツ	プロスポーツ観戦 子ども身体測定会 市民文化祭運動会 地域運動企画 LGBTカラーマラソン スポーツ選手との交流会 乳幼児運動会 体幹運動体験会		

班	プロジェクト名	プロジェクト概要	事業展開・内容詳細	広報手段	連携したい既存団体等
5			<p>子育てサポート（療育） 子ども運動会・体力作り 周辺子育て福祉施設との連携・交流 カルチャースタジオ 乳幼児運動会 こども新年会 こども読書まつり 佐伯市こどもミュージカル おばあちゃんの知恵袋 初めてのピアノ鑑賞体験 シアター劇場（幼児向け映画上映）</p> <p>クラス会 市長誕生祭 自閉症啓発ウォークブルーライト 子育て講習 市民交流会 ワークショップ 親子体験 世代別集会 社会貢献 〇〇遊び カルチャースタジオ体験 大分県芸術フェスティバル「親子で楽しむ舞台劇の鑑賞会」 こども演劇ワークショップ</p>		
			<p>子供</p> <p>ファミリー</p>		
			<p>【発表内容より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会館を上手に使いまわすことが重要 ・いろいろな場所ですいろいろなグループが活動しているが、それを束ね、日常の積み重ねを集めてスペシャルにする場所にしたい ・1回のイベントだけでは仲間の繋がりが生まれない ・1日ではなくweekで行う、更にそれが積み重なってmemorialになる ・不足を述べるのではなく、私たち自身が可能性を作り上げる ・単発で終わらず、佐伯市民一人一人の中にある「佐伯を何とかしたい」という気持ちに火をつける。佐伯の中で火をつけ合うような場所にしたい 		

■第4回市民ワークショップまとめ 【市民参画組織の検討】

		組織についてのアイデア	小分類	中分類	大分類			
開館前	開館に向けた準備	選考委員会（老若男女） 意見交換会の定期開催 専門分野ごとの情報共有 ルールづくりの精査	意見交換 情報共有	合同部会の実施	プレイベント実行委員会			
		ポスター作成（学校に掲示） 広報誌作成 チラシ作成 オープニングセレモニー曲の作成 イメージキャラクター作成（応募+選考） 子育てルーム（仮）の正式名称・マスコットキャラクターの市民公募	宣伝ツール制作	PR活動				
		ネットの活用 もりあげShare	SNSの活用					
		広報計画の立案 計画的に段階を踏んだ周知(三余館の利用者など) 全体が盛り上がるように少しずつ企画 学生の休みを狙った宣伝 大分駅伝など既存イベントでの宣伝 カウントダウン「開館まで〇日」 応援団の結成 情報発信 無料会員募集	広報計画 その他	事業運営				
		イベント協力者への声掛け ワークショップ協力者への声掛け	人材募集					
		呼びたい芸人のアンケート調査→企画立案	リサーチ					
		学生による芸人への出演依頼 チケット販売						
		イベント当日のスタッフ イベントの司会 PA等技術スタッフの育成 周辺の清掃活動	イベント協力	登録制ボランティア（プレ）				
		市民の意見を聞いてくれる職員の配置 チケットの作成 イメージソングを作曲してもらう 協力会社を求め、プロに任せる		佐伯市				
		開館後	施設の運営	実行委員会 練習後の会議の場を設ける（遅くなくてもOK）			各部	(仮称) 交流館応援隊
				草むしり、ゴミ拾い 清掃		清掃	環境部	
				季節ごとの装飾 館内レイアウト		館内装飾		
				月に一度の包丁研ぎ【食育】 フリースペースでの見守り 学生が期間を決めて、施設案内を行う 市民協働室の運営 私たちが運営します！【子育て】 調理実習室の予約調整（くじ引きなど）【食育】		施設管理運営補助		
高校生が運営する				高校生部				
市内外へ向けた広報（知人、友人から） 食育イベントの広報、ポスター作り				広報部				
ボランティアも実行委員会の一員として会議等へ参加	全体会議			合同部会				
クラウドファンディング型の企画、事業運営 企画・運営マニュアルの完成度、成熟度を上げる 公と民の合同	市との連携							
市内の小中学校を集めて演劇：佐伯の良さを宣伝	事業運営				事業実行委員会			
イベント時の案内係	イベント協力			登録制ボランティア				
登録制の一時預りボランティア【子育て】 ボランティア組織をつくる								

		組織についてのアイデア	小分類	中分類	大分類	
開館後	事業の運営	ビジネスコンテストによる事業プランの募集・運営【食育】	市民アイデア収集	企画部	(仮称) 交流館応援隊	
		市民の求めるもの 何をしたいかマーケティング	リサーチ			
		企画委員会への参加				
		若手料理人が設備搬入を一緒に行う【食育】	施設管理運営補助	環境部		
		3校で協働企画の実施 "高校生運営委員会"をつくる		高校生部		
		運営委員会の発足 実行委員会をつくる 企画から準備、実行、終了まで全て		事業運営	事業実行委員会	
		ボランティアスタッフの募集 運営スタッフの選抜方法の検討 子育てに関わる全ての機関で協議会をもつ まちづくりセンターが運営に参加する 市民グループが事業を起こして参加する		市との連携	合同部会	
		もぎりマスターになる イベント当日の仕事(学生イベントの司会、会場案内など) 講師として参加		イベント協力	登録制ボランティア	
		市がボランティア募集→学生は内申点に繋がる お弁当、バイト代など協力者への報酬			佐伯市	
	事業提案	こども食堂のニーズ調査→仕組み作り(材料や食品の提供者がいるか)	リサーチ	企画部	(仮称) 交流館応援隊	
		市民が提案できる場所がほしい 市民からの意見を吸い上げる 活動している団体(サロン、サークル)の意見をきく 年度初めに新規アイデアの募集 アイデア出しの場(こんなイベントやりたい、こんな人がいます、など) 幅広く意見を募集した上で「実行委員会」で精査、発表	市民アイデア収集			
		生徒会サミット(高校生、小・中学生)				高校生部
		タイルにハートを埋込むなど話題を呼ぶスポット作り				広報部
		ファンドの設立(先に1万円で未来を買う→見返りは地域通貨) イベントなどへのお金を出す基準 隙間時間の活用法を探して埋めていく ロビーの活用法を考える 大手前地区との連携 運営側と事業提案者(個人・グループ)を繋ぐわかりやすい窓口		市との連携		合同部会
		イベント毎に数名の事業委員会を作り、企画をまとめてもらう 実行部隊は市民ボランティア		事業運営	事業実行委員会	
		音響のサポート		舞台技術協力	佐伯市+登録制ボランティア	
事業の選定の基準づくり				佐伯市		

		組織についてのアイデア	小分類	中分類	大分類		
開館後	広報	交流館応援隊			(仮称) 交流館応援隊		
		宣伝用プリントを作成、お店や学校などに掲示 各サロン、保育園、幼稚園へのチラシ配布 検診の場でのチラシやフリー広報誌配布 高校生がチラシづくり 3校で協力してポスターづくり バス、電車での広報（デザイン募集する） 広報紙の配達→バイクに旗立てて拡声器 号外を道で撒く 交流館ステッカー（佐伯の車に貼る→市民税金、学生の自転車やランドセル、企業用）	宣伝ツール制作	広報部			
		Twitterで発信、RT Instagramで発信、“#交流館”ハッシュタグ PR動画を作成、SNSやさいきっちで紹介する SNSでの不適切なコメント、誤情報の定期的見回り SNSでの「プライバシーに配慮した」情報発信 公式SNS(Facebook、Twitter、Instagram等) 開館前からPR活動 ホームページ等 SNS 今すぐやろう！！ メディアミックスによるメディア展開	SNSやメディアの活用				
		駐車場の広報（無料バス？） 口コミ 大手前交流館の七不思議を口コミで拡散→七不思議新聞 を作成、カフェ、美容室限定で配布 いろいろな方法で発信 3ヶ月に一回市民会館ニュース！！ 大手前広報戦略 イメージキャラクターのおひろめ会	広報計画 その他				
		佐伯の町の魅力を再点検〈売り出し方〉 地元企業と連携	リサーチ			企画部	
		チラシ配り				佐伯市+広報部	
		市報の配布ルートを活用した広報誌配布 市報にまちづくり交流館のイベントページを作る				佐伯市	
		事業の評価	一般、有識者などからなる第三者機関設立による評価システム 事業効果の検証				第三者機関による年次事業評価
			イベント参加者へのアンケート アンケートをweb上でも行う アンケートの集計作業	事業の振り返り		企画部	(仮称) 交流館応援隊
			1年に1回、市民による投票 事業評価(アンケート結果や参加者の声を聞いて) 次回の案を出す				
	中・高校生からなる評価システムの確立 “学校単位”など			高校生部			
	実行委員会、委託団体、事業提案者、まとめたの報告会・反省会 ダメ出しではなく楽しく、より良い事業にするための企画会議！ PDCA会議		市との連携	合同部会			
	友の会	利用者=友の会 情報を受けたり、イベントに参加できる		友の会会員	交流館友の会		
		友の会アプリ 高校生会報を作り、創作作品の発表をする 友の会の子育て班向け会報 会員の一体感を生むグッズ（バッチ、ピアス、スカーフ） 友の会の自主事業 懸賞	情報発信 会員特典	広報部 + 佐伯市	(仮称) 交流館応援隊 + 佐伯市		
ポイント制を活用 内申点Point 入会したら、市の特産物が安く買える 「ボランティアの会」を別で作る			会員管理など	佐伯市			
※登録業務や会員向けのポイントサービスなど、会員管理に関わることは市が行い、その他情報発信業務や特典関係業務は広報部と市が協力して行う。				登録制ボランティア			

その他のアイデア

その他のアイデア			
開館前	開館に向けた準備	<p>■自分たちがやってみたい！</p> <p>大手前に新しい風景を創る 必ずかせぐ部分／損してよい部分、損得を見極める 運営に必要なこと Share 知らせる 継続性のあるイベントの実施 三校合同大茶会 芸人を呼ぶ 木のおもちゃの製作イベント 大手前仲町船頭町でのイベント開催 リリウオカラニ（ハワイ、フラの歴史） ヨガのイベント モーニングヨガ ムーンヨガ 中庭でハワイアンショップ フリーマーケット 食器が楽器になる曲を使ったイベント 広場を使って市民総踊り（若人の参加しやすい演目） オープン前視察</p>	<p>■市に期待すること</p> <p>10年、20年の運営設計が必要では？ 制度設計はどうなっているかを聞きたい（直営とは担当課を設けるのか？会計は一般会計か？） 完成予想図をつくる 市長の想いを知りたい 語ってほしい 将来に備え基金を積む方策 交通費（バスか電車） 芸能プロダクションに一部の施設を運営してもらう</p>
		<p>■自分たちがやってみたい！</p> <p>将来的には民間の実施主体が運営 委託団体 第3セクター的組織 イベント運営は市民参加、日々の施設運営は市 予約方法の検討（2日間使用の場合1年以上前から予約可など） キャンセルルールを定める 休館日(月)をはずして 包丁研ぎボランティア後、キッチン利用時間が終了してからBarオープン【食育】</p>	<p>■市に期待すること</p> <p>味来堂のスペース確保 放課後児童デイの利用児のための利用額の減額 働く職員は？委託団体のみ？【子育て】 予約方法の工夫（譲り合い、手間を減らす） イベント運営は市民参加、日々の施設運営は市 資金援助 譜面台が欲しい</p>
開館後	事業の運営	<p>■自分たちがやってみたい！</p> <p>市→管理、運営／市民→企画 ハコとして借りて事業推進 場所を貸して家賃をとる。収益は積立基金で 運営はBIGデータを蓄積し、近い将来AIにさせたらどうか？ 青年育成、壮年育成、老年育成、各々何を求めるか 個人、グループ、全体、年間を通して参加できる 文化振興協力が参加する 勉強の集い（自由に使える机とイスを用意する） 毎週テーマを決めてショップ出店 (例)月曜日...花屋さん、火曜日...小物等、水曜日...服 オープンキッチン オープンカフェ トラックで来る食べ物屋さん モバイルカフェ（トラック）週一でも 文化の伝承 堅田おどりなど 名画の上演 会館のみでなく町全体で1週間の関連イベント（インバウンド）</p>	<p>■市と一緒にやりたい</p> <p>市と市民でNPOを使って継続した事業の体制創り</p> <p>■市に期待すること</p> <p>開館を無料にしてほしい 事業推進</p>

その他のアイデア			
開館後	事業提案	<input checked="" type="checkbox"/> 自分たちがやってみたい！ 現在有る事業を活かす提案 企画力→チームづくり 年に一度は舞台芸術を（歌舞伎、狂言、オペラ、バレエ） 自炊塾 第2のお家的存在（行けば誰かがいる、何かをおしえてくれる、話をしてくれる） 激励会（中・高部活代表者）+各高校、中学校の吹奏楽の演奏 チャリティーイベントの開催（貧民国救済、芸術家育成、災害地域支援） →そこだけニュースをつくる プロジェクター →そこだけプロフェッショナル	<input checked="" type="checkbox"/> 市と一緒にやりたい 総合計画とのかねあい、ふり返り チャレンジイベント イベント毎の収支報告をする
		<input checked="" type="checkbox"/> 市に期待すること 資金	
	広報		<input checked="" type="checkbox"/> 市に期待すること 資金
	事業の評価	<input checked="" type="checkbox"/> 自分たちがやってみたい！ すべての事業で目標を数値化し、達成度合いを判断 数値化できないもの→アンケート結果、証人 具体的なエピソードがあるとなお良し ☆星で評価	<input checked="" type="checkbox"/> 市と一緒にやりたい 費用便益分析（KPI） 費用対効果
友の会	<input checked="" type="checkbox"/> 自分たちがやってみたい！ 友の会会員が、子どもが育った時、ボランティアになってくれるのが理想 毎週練習してる所→友の会 特典ほしさに移住！！ ポイント2倍（3年限定） ボランティアには責任がないため運営まではしない方が 良い ボランティアに責任を持たせるのが良い		
市民参画を活性化するアイデア	<input type="checkbox"/> ポイント制 ボランティアポイントの導入 ボランティアに参加すると税金が免除される ボランティア紹介ポイント ポイント割と地域通貨を連動して、地域循環のシステム構築	<input type="checkbox"/> その他 企画から気軽に参加できる運営主体 日本円以外の通貨の導入 佐伯で叶えたい事をやってみる（ボランティア特典として）	

第3回検討会議

場 所：佐伯市役所

日 時：平成30年1月18日 15:00～16:30

議 事：

1. 管理運営実施計画

- ・利用規則をテーマとした検討会議の資料作成を行い、事前打ち合わせおよび推進会議へ出席した。

施設運営計画（案）

1. 利用規則

管理運営基本計画において、施設運営計画に関する基本的な考え方を次のように定めました。

- 利用者の利便性を優先した運営
- 市民に開かれた運営

本施設は複数の多様な機能からなる複合施設のため、館全体として上記の考え方を実践するには、各機能の性質や利用者のニーズに応じた細やかな利用規則が求められます。したがって、基本となる全館共通の規定と、個別に設定が必要な個別規定とに分け、施設ごとの最適な利用規則について以下の通り整理します。

（1）開館日

基本規定（全館共通）	
定期全館休館日は設けません。 ただし、安全管理を最優先事項とし、諸室ごとの休館日を保守点検等の必要に応じて設定します。全館での設備メンテナンスの必要が生じた場合等は、臨時の全館休館日を設けて対応します。	
個別規定	
子育て支援室	毎週1日、定期休館日を定めます。
（仮称）大手前広場	年中無休とします。

（2）開館時間

基本規定（全館共通）	
共用部：8時30分～22時30分 諸室：9時00分～22時00分 ただし、協議の上で時間外利用を可能とする例外規定を設けます。	
個別規定	
子育て支援室	フリースペースは、9時00分～17時00分で検討します。 ただし、子どもの一時預りは施設内で行われる事業に合わせて利用できるよう調整します。
（仮称）大手前広場	24時間入場可能とします。 ただし、専用利用時の貸出時間は早朝・夜間の周辺への影響を考慮して決定します。
駐車場	24時間利用可能とします。

(3) 利用時間区分・連続利用日数

基本規定（全館共通）	
1時間単位の時間貸しとします。 連続利用は原則5日までとしますが、運営主体の裁量で調整可能とします。	
個別規定	
多目的ホール(大・小)	午前： 9時00分～12時00分 午後： 13時00分～17時00分 夜間： 18時00分～22時00分 以上の3区分制とします。 連続した区分を利用する場合は、区分間も利用可能とします。
(仮称) 大手前広場	専用利用は1日単位とする方針で検討します。

(4) 利用申込み

基本規定（全館共通）	
利用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から受付けます。 申込み開始時期の異なる施設を併用する場合には、申込み開始が早い施設と同時に受付けを開始します。 市・県の主催事業や、一定規模以上の大会等、催事の規模や内容によっては、通常の申込み期間より前に受付けを行えるよう検討します。	
個別規定	
多目的ホール(大・小)	利用しようとする日の属する月の1年前の月の初日から受付けます。
楽屋1～8	多目的ホールの利用がない場合に限り、単独でも貸出を行います。申込み開始は多目的ホールの申込み締切後となるよう調整します。
子育て支援室	フリースペース開室時間内の一時預りの申込み期間は、1週間前～3日前までの間で検討します。それ以外の時間帯に一時預りを希望する場合の申込み時期についても、引き続き検討を行います。
(仮称) 大手前広場	専用利用しようとする日の属する月の1年前の月の初日から受付けます。

(5) 申込み方法

基本規定（全館共通）

窓口、電話での申込みを受付けます。

ただし、窓口以外からの申込みは仮予約とし、有効期間内に利用料金の納付をもって予約確定とします。

インターネットからは空き状況を閲覧できるシステムを導入しますが、インターネットによる利用申込みについては引き続き検討します。

また、利用者登録方法が利用者にとって簡便なものとなるよう検討します。

(6) 利用者の決定

基本規定（全館共通）

先着順とします。

ただし、開館後の利用状況により、抽選等の導入を検討します。

(7) 構内ルール

公序良俗に反する行為の禁止等を規定するほか、特定の行為について以下の通りとします。

① 飲食・飲酒

基本規定（全館共通）

構内は飲食可能とします。

ただし飲酒に関しては、イベント等で必要な場合に限り、別途申請を行うことで可能とします。

その他、開館後の利用状況によって随時ルールの設定や注意喚起を行います。

個別規定

多目的ホール(大・小)

平土間形式での利用時のみ、飲食可能とする方針で検討します。

子育て支援室

原則、飲食禁止の方針で検討します。

② 喫煙

基本規定（全館共通）

構内は全面禁煙とします。

③屋外施設の利用

個別規定	
(仮称) 大手前広場	芝生に損傷を与える調理行為等は禁止します。 火器の使用は、管理者が認める専用利用時のみ可能とします。 ペットの同伴を可能とします。
駐車場	一般利用者は周辺駐車場を利用するよう促すなど、施設利用者の利便性に配慮します。

(8) その他

基本規定（全館共通）
<p>○市民活動の情報発信・情報入手 図書・情報施設や市民協働センター、共用部の活用方法を中心に、市民活動に寄与する情報の提供の仕方、共有の仕方として望ましいあり方を検討します。</p> <p>○市民の意見を取り入れる体制づくり 本施設は市民参画・協働による運営を目指しています。そのため、開館後も事業計画や運営方針に市民意見を積極的に取り入れる、柔軟な体制を作ります。</p>

2. 施設使用料

(1) 使用料を徴収する施設

施設名	備考
共用部 (アートプラザ、ホワイエ等)	床の一部を専用利用する場合のみ、施設使用料を徴収します。 ホワイエは、大ホールから独立して利用する場合のみ別途、施設使用料を徴収します。
多目的ホール(大・小)	一階席のみ使用する場合の割引料金設定など、客席の使用範囲に応じた料金設定について引き続き検討します。
楽屋1～8	多目的ホールの利用がない場合に限り、単独でも貸出可能とします。
市民交流室 (スタジオ、会議室、実習室、和室)	—
食育活動支援室 (キッチンコート、準備室、セミナーコート)	キッチンコートは、全室、半室、調理台 1 台ごとの貸出とします。 利用者同士の同意があれば、複数利用者が相席のように設備を共用できる仕組みを検討します。
市民協働センター (会議室、交流センター)	交流センターは、専用もしくはそれに準ずる利用の場合のみ申込みを必要とします。その際、施設使用料を徴収するかは引き続き検討します。
(仮称) 大手前広場	全部または一部を専用利用する場合のみ、施設使用料を徴収します。
駐車場	—
※子育て支援室	子どもの一時預りは有料サービスとします。

※子育て支援室は貸出施設ではないため、施設使用料の設定はありません。

(2) 施設使用料の設定

受益者負担の考え方を基本とします。ただし、市民が利用しやすい料金設定となるよう、近隣類似施設との比較を行いながら、複合的な観点から決定します。

以下に主な方針を示します。

【全館共通】

項目	考え方
冷暖房利用料	貸館時期に偏りが生じ、利用料金が複雑になるため、冷暖房利用料は基本利用料金に含むこととし、年間一律の施設使用料設定とします。
時間外延長	基本時間外の利用には、延長料金を設定します。
物品販売	物品販売手数料を設定する方針で検討します。
営利目的の利用	営利の定義・判別が困難であることから、区別しません。
佐伯市民の利用と佐伯市民以外利用	区別しません。
設備・備品利用料	利用しやすい料金設定とし、貸出時間区分は引き続き検討します。
駐車場	30分ごとの料金設定とします。 最初の30分間は無料とし、上限金額を設定します。

※駐車場の利用規則等は、H29年12月議会において佐伯市営駐車場条例の一部改正事項として議決されています。(H30年4月1日施行)

【多目的ホール（大・小）】

項目	考え方
料金区分	午前、午後、夜間、午前＋午後、午後＋夜間、全日の6パターンとします。
平日利用と土日祝日利用	土日祝日の利用は割増しの利用料金とすることで、平日に利用しやすい料金体系とします。
入場料を徴収する場合	割増しの利用料金とします。入場料の金額区分による割増率を設定するかについては引き続き検討します。
仕込み・撤収、リハーサル利用	通常料金より割引の料金を設定します。
ホールでの本番を伴わない練習利用	通常料金より割引の料金を設定します。

(3) 減免・優遇措置

受益者負担を考慮し、年齢や団体の区分等による画一的な減免・優遇措置は行わないものとし、ただし、教育機関や本施設の管理運営に参画する団体による活動等に対しては、例外を設ける方針で検討を行います。

(4) ポイント制度等、利用・来館促進に向けた取り組み

施設利用者に対する駐車場の割引サービスや、ボランティア参加者および来館者を対象としたポイント制度など、利用・来館を促進する仕組みの導入を検討します。

■ …採用事項 ■ …採用に向けて検討する事項

		市民のアイデア		特定の施設に対するアイデア	考慮すべき点
		施設全体に対するアイデア	施設名		
分類					
開館日	開館日	年中無休 平日無休 月水金土は必ず開館 週末は必ず開館 メンテナンスが必要なので、休みは必要 休日の間隔は出来るだけ空けた方がいい 木曜日を休館 月曜以外を休館 週の中日に休館 休館日にも要望があれば開館 イベントに応じて調整可能にする 長期休暇は開館 学校の休みに合わせて開館 利用は土・日・祭日に集中してくると思う バラバラに休館するとわからなくなる 施設ごとの休館日がいい 若い人が使いやすい施設 使う側と管理する側との話し合いで決める 7時～22時 8時～22時 9時～22時 特別な日は24H利用可能など、例外を認める 仕事前に教室に参加する人が利用できる時間 早朝から通院する人が立ち寄れる時間	多目的ホール 市民交流室 食育活動室 市民協働センター 子育て支援室 図書・情報 エントランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	多目的ホール 市民交流室 市民協働センター 子育て支援室 図書・情報 エントランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	◇保守点検のため休館日は必須（メンテナンスの最低限必要なサイクル等は施設、設備により異なるためハード確認が必要） ◇保守点検日を設けない場合、メンテナンス不足による安全管理上の問題が生じる。 ◇開館日が増えるほど人件費および維持管理費が発生する。
	開館時間	1時間ごとの貸出しが良い 区分での利用を原則とする	多目的ホール 市民交流室 食育活動室 市民協働センター 子育て支援室 図書・情報 エントランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	多目的ホール 市民交流室 食育活動室 市民協働センター 子育て支援室 図書・情報 エントランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	◇開館時間を延ばすほど人件費および維持管理費が発生する。
利用時間区分			多目的ホール 市民交流室 食育活動室 市民協働センター 子育て支援室 図書・情報 エントランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	多目的ホール 市民交流室 食育活動室 市民協働センター 子育て支援室 図書・情報 エントランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	◇ホール施設は管理上、区分貸しにしなければ運営負担が大きくなる。 ◇貸出区分を細かく設定しすぎると、予約管理が煩雑になったり、予約の優先順位付け等、規則が煩雑になり、管理者側・利用者側ともにわかりづらさが生じたりする。

		市民のアイデア		考慮すべき点
		施設全体に対するアイデア	特定の施設に対するアイデア	
分類		施設名		
利用申請	利用申請時期	予約期間を設ける 半年前から予約可 キャンセルはひとまず無し 現在他施設で実施されている講座が優先 月固定で利用したい 定期利用は無くしてほしい	大ホールは1年半前から予約可 1年前から予約可 時間外予約：1年前から 基本予約：3日前まで 館内に親がいる場合のみ当日受付可	◇ホールは利用内容に合わせたテクニカル人員の配置や事前の打ち合わせ等が必要なことから、利用日直前の予約は原則受け付けない。 ◇興行は1年以上前にスケジュールを組むため、ホールは1年以上前から予約できなければ興行利用がされにくくなる。 ◇市民によるホール利用を考えた場合、1年半前に予約を開始するのは早すぎる印象がある。興行利用のために市民の利用希望日程が埋まってしまいう可能性も出てくることになるが、どちらに比重を置くべきか？
		電話 窓口 メール	利用のない日の開放	
予約方法	予約方法	空き状況がすぐに分かる仕組み 特定のグループによる占有を避ける仕組み スポーツ系の利用はある程度規制する 利用者登録カードに毎回記入する手続きが手間 必要 ひとまず不要 大手企業とのシステム連携	団体登録して利用する 登録番号があればネットでも電話でも予約可 予約表を確認できる仕組み 入室するときに名前等を記入	◇窓口受付は必須 ◇ホールはインターネット予約での利用確定は不可（利用内容の確認打ち合わせが不可欠なため）
		ネット予約	イベント利用には許可申請が必要 公園は団体予約可とする	
予約なしの利用	予約なしの利用	予約の入っていない施設の当日開放 全て予約では自由がなくなる 話し合いの期間を設ける 期限を定めて抽選 抽選に落ちた人は次回割引	先着順 抽選 管理団体が調整	
		利用者 決定方法	先着順（人数による）	
		図書・情報 エンタランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	図書・情報 エンタランス・ホワイエ 広場・その他 駐車場	

		市民のアイデア		特定の施設に対するアイデア	考慮すべき点	
		施設全体に対するアイデア	施設名			
分類			多目的ホール			
使用料	料金設定	今の文化会館より安く 学生でも使える金額 利用シーンに合わせたセット料金を作る 分かりやすい料金設定 試算に基づいて決定する 割増率設定なし	市民交流室 食育活動室	登録団体は安く 回数券 よろ仲と同程度の設定 電子マネーでの支払い 無料がいい		
	割増料金	物販売上げ手数料を徴収 物販売上げの10%を利用料金に加算	市民協働センター	一時預かりは有料 ファミリーサポーターの利用料金を参考に 子育てホットクーポンの利用 時間外も無料		
	その他	支払い、決裁方法の充実 1ヶ月前からキャンセル料発生	子育て支援室		◇料金設定が周辺施設と著しく異なることのないよう、近隣類似施設との比較に基づいた検討が求められる。	
	ポイント制		ポイントカード（個人、団体）	図書・情報		
			ボランティアポイント（清掃活動、事業協力など）	エンタランス・ホワイエ		
			満席御祝ポイント（席数に応じてポイント加算）	広場・その他	広場、野外は無料 機材・備品は単品貸出し可能	
			佐伯で婚礼おめでとうポイント コラボポイント	駐車場	駐車場は有料	
	〇〇割		学割	多目的ホール		
			シルバー割	市民交流室		
			市民割引（市外割増） 誕生月の利用は無料 抽選に落ちた人は次回割引	食育活動室		
減免		教育機関減免	市民協働センター	子どもたちは減額（半額）		
		市の自主事業は免除	子育て支援室			
料金設定		仕込み時間減免	図書・情報			
		直前当日割引 団体料金（〇円/人） 年間パス（借りる人用、見る人用）	エンタランス・ホワイエ			
減免・優遇措置		教育機関減免	広場・その他	高齢者は無料・値引き 障害者は無料・値引き 駐車場を有料にして施設利用者にサービス券 優先利用設定あり		
		市の自主事業は免除	駐車場			

市民のアイデア		施設全体に対するアイデア	特定の施設に対するアイデア
分類	施設名		
飲食可否	飲食条件	全面的に可 一部スペースでは可 イベントごとに決定 時と場合による 映画鑑賞時はジュースOK ギャラリー&飲食も有り ステージと飲食セットのイベント有り 結婚式やパーティーなどはOK 読書+飲食OK	大ホールは原則禁止 宴会使用の時はOK
		貸出時間内に自主的な掃除時間を設定	原則禁止 イベント時許可制
		アルコール可	水分補給と授乳のみ
		場所を限定して可 特別な時だけ可 平日19時~などOKの時間を設定する 酒類のストック、販売 本を読みながら飲酒可能なスペース お金が落ちる仕組み レストランをつくる	図書・情報 エントランス・ホワイエ
		全面禁煙 分煙の徹底	広場・その他 広場でビアガーデン 花見酒
		ガラス張りにする 屋外に設置する 出入り口への灰皿設置禁止	駐車場
		補助犬以外の動物は原則禁止 イベント時は動物持ち込みOK 道路利用許可、通行止めの安易化 公共の場を使う心得 ポスター等原則禁止	
		飲食店など	
		喫煙可否	
		喫煙所	
喫煙	制約		
その他（制約）			

考慮すべき点
<p>◇ホール客席（平土間ではない状態）での飲食を可とする場合、清掃・メンテナンス費用増が見込まれる。</p> <p>◇飲食提供を可能とする施設は、保健所への確認に基づき設備の見直しが必要となる場合がある。</p>
<p>◇楽屋での喫煙も一律禁止とするか？（興行利用時の出演者などは楽屋での喫煙を希望するケースが多く、対応している施設も多い。）</p> <p>◇敷地内に一般利用者用の喫煙所を設けない場合、近隣の路上喫煙が増える等の懸念はないか？</p>

		市民のアイデア		特定の施設に対するアイデア	考慮すべき点
		施設全体に対するアイデア	施設名		
分類			多目的ホール		
	管理運営	柔軟なルール改正 公設民営 管理会社の責任 目標への達成率を公表、 成果出なければクビにする…etc..の措置も 原則以外を承認する機関 管理者が写真を撮りにくる 警備員の配置 英語（多国語）のパンフレット	市民交流室	搬入・搬出のしやすい車の導線 市の取り組みとして子供食堂 4:00-5:00くらいで キッチンで作ったものを館内で販売可	
	市民参画・協働	市民ボランティアが施設管理に参加 若い人たちに運営アイデアを出してもらう 開館後にも市民の意見が言える場を設ける 外部との調整は市及び市民参加で実施 利用者による清掃 学生ボランティアによる清掃当番	子育て支援室	スタッフの配置を最低2人は必要 お葬式をしよう 合同お盆 プレイベント： グリーンクラフトとコラボしておもちゃをつくる	
	こんな施設にしたい	佐伯の文化発信が出来る 道端のように使える 学校以外の学びの場となる リラクゼーションスペース、集中スペース、トークスペース	図書・情報 エントランス・ホワイエ	図書館内での演奏可 本を借りて芝生で読む 芝生での販売行為☑短期～長期） シャトルバスの運行	
その他（要望）	こんな事業がやりたい	パブリックビューイング 作家を招待したグループ展 強制的に集う場所（制服の販売） 外部からのアーティストを呼んで☑部からの人を集めたい 外国の観光船を入港させる AKB48 チーム8を呼ぶ 年越し大忘年会 宿泊OK	広場・その他	芝生への車の乗り入れ 本を借りて芝生で読む 芝生での販売行為☑短期～長期） シャトルバスの運行	
	こんなルールがほしい	館内での販売行為OK 館内の床の目的の自由化 利用したら利用した分減税される フリースペースの利用ルール 情報発信のルール 広場と建物内を区別しないルール作り パン屋さんを早く開ける（おにぎりも）	駐車場		

第4回検討会議

場 所：佐伯市役所

日 時：平成30年2月23日 10:30～12:00

議 事：

1. 管理運営実施計画

- ・施設維持管理計画、収支計画、計画書全体をテーマとした検討会議の資料作成を行い、事前打ち合わせおよび推進会議へ出席した。

■舞台裏の喫煙に関して

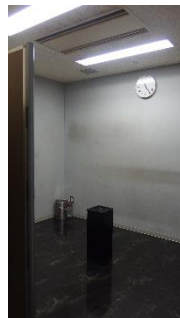
現代の公立文化施設に関しては全館禁煙とする施設が増えてきている。一方、舞台関係者は喫煙をする者も依然として多いのも現状である。本施設での喫煙の方法を検討する。

① 排煙設備を備えた喫煙室の部屋を設ける。

- ・ 最も適切な手法としては排煙設備を備えた喫煙室を設けることが好ましい。
- ・ 喫煙室は規定の換気設備が単独で必要。設計が終了している現在からの変更は、実際のダクトルートを検証やコスト増等の課題から、難しいと考えられる。
- ・ 備品の吸煙テーブル等は匂いや煙を吸うものの換気の役割は果たさないため、空調設備としての換気が必要となる。
- ・ 現在、喫煙室が設けられていないため、部屋自体を確保することも厳しい状態であるが、強いて検討すると、舞台技術員控室を少し狭めて部屋を捻出することが考えられる。



オリンパスホール八王子楽屋喫煙室



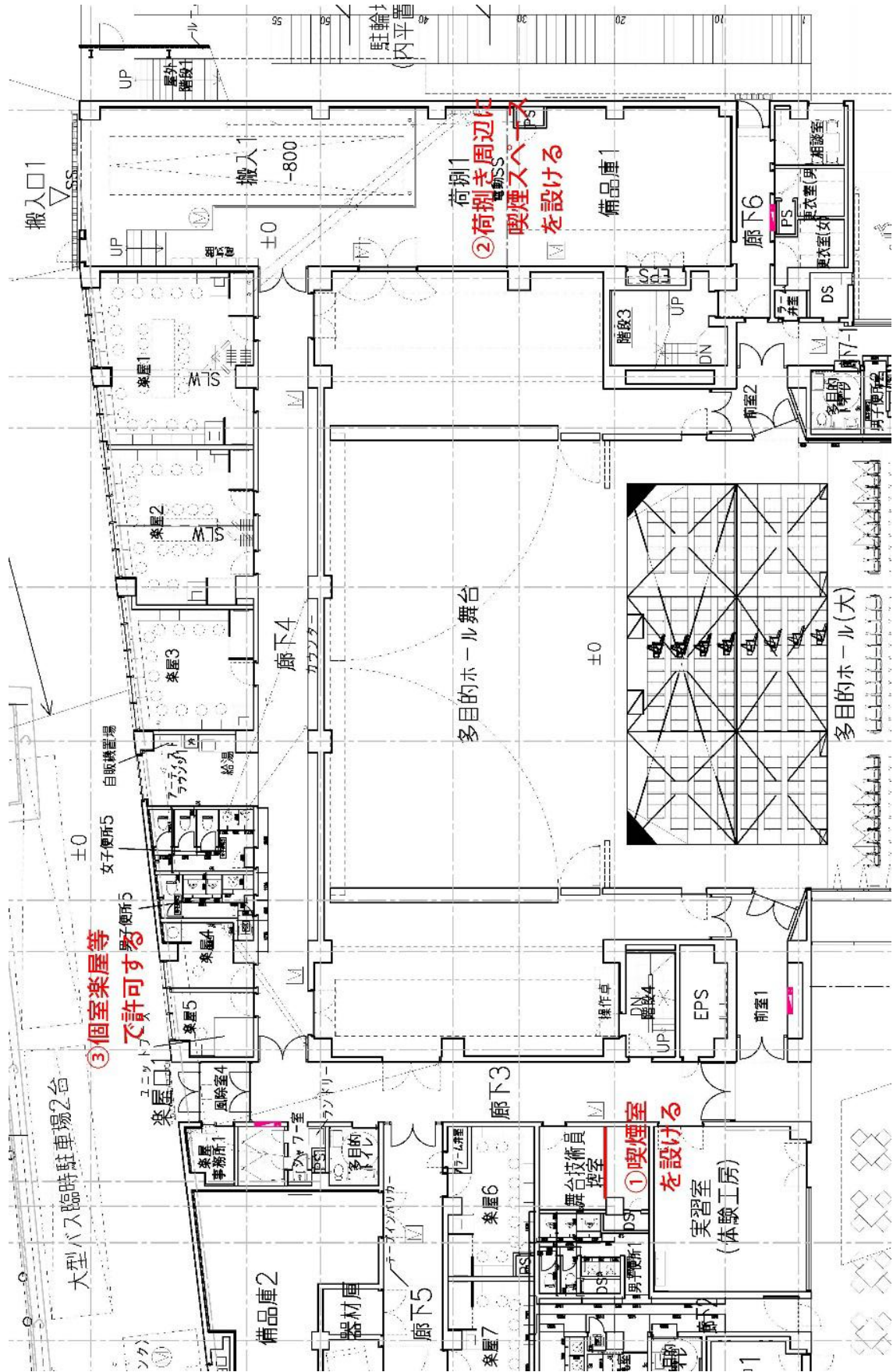
サントリーホール楽屋喫煙室

② 搬入スペース周り(外部・内容)

- ・ 喫煙室が設けられない場合の、喫煙の実態は、搬入場の内外で灰皿 BOX を置いて喫煙していることが多い。

③ 著名な出演者等における楽屋対応

- ・ 全館禁煙の施設においても著名な出演者等を搬入スペース等で喫煙することが難しい場合などは、個室楽屋などにて、館の判断として喫煙を許している場合もある。



項目	業務内容			備考
1	建築物保守管理	1,000,000	1,000,000	
2	設備法定点検費	受水槽 100,000 消防設備 1,700,000 電気設備 1,800,000	3,600,000	機械 500,000 電気 1,200,000
3	設備維持管理費	空調設備保守 2,700,000 給排水設備保守 140,000 エレベーター保守 1,000,000 備品保守 600,000 移動観覧席保守 2,000,000 舞台機構保守 3,500,000 舞台音響保守 2,000,000 舞台照明保守 3,500,000 その他設備保守 1,500,000 環境衛生管理 300,000	17,240,000	定期保守、フィルター清掃、フィルター交換 グリーストラップ清掃 ピアノ調律、その他備品保守 自動ドア・シャッター・監視カメラ・その他設備
4	警備費	1,200,000	1,200,000	
5	清掃費	10,000,000	10,000,000	
6	委託費	舞台技術委託 32,500,000 子育て支援室運営 17,500,000 受付（フロントスタッフ） 12,000,000	62,000,000	舞台技術員5名×650万円 4名×8時間×313日×時給1,500円（開館時間） 2名×4時間×200日×時給1,500円（時間外一時預かり） 1名×14時間×360日×時給1,500円（開館時間全て） 1名×8時間×360日×時給1,500円（日中のみ）
7	水光熱費	電気 26,500,000 水道 4,700,000 ガス 600,000	31,800,000	※施設利用状況により大きく変動します。
8	事務費	3,200,000	3,200,000	通信費、消耗品費、等
9	修繕費	3,000,000	3,000,000	
10	大手前広場	電気 100,000 水道 280,000 植栽管理 1,000,000	1,380,000	
11	駐車場	電気 80,000 水道 280,000	360,000	
	合計		134,780,000	
	総合計	(消費税8%込)	145,562,400	

〇〇会館 舞台管理業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、本会館の運営において、技術部門の支援業務及び舞台管理業務を行うことにより、円滑なホール運営に寄与するものとする。

2 委託期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 場所

- (1) 引渡し前（平成 年 月末まで）
〇〇市役所 〇階（所在地を記載）
- (2) 引渡し後
〇〇会館（所在地を記載）

4 勤務時間

- (1) 引渡し前
平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで、いずれか 1 名が勤務する。
- (2) 引渡し後～開館前
原則として、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までの勤務とする。
ただし開館準備・設備習熟の状況によってはその限りではない。
- (3) 開館後
 - 1) 勤務時間
開館日の午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分のうち、勤務予定表に定める時間とする。但し、会館の使用時間がこれを超える場合はその限りではない。
（基本開館時間：午前 9 時から午後 10 時）
 - 2) 休日
毎週〇曜日と年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）とする。但し、甲が特に勤務を要請したときはその限りではない。

5 従事者の人数

- (1) 舞台機構担当者（常駐） 〇名
- (2) 照明担当者（常駐） 〇名
- (3) 音響・映像担当者（常駐） 〇名

6 業務内容

- (1) 日常業務
 - 1) 設備・備品を常に良好かつ安全な状態で使用できるよう、簡単な点検、修理、清掃等を行う。
 - 2) 設備・備品の欠損がないか管理し、必要に応じて修繕、追加購入等を申し出る。
 - 3) 舞台関係の消耗品を管理し、在庫に不足を感じたときは報告する。

- 4) 設備・備品の操作及び管理に関して技術的な調査及び研究を行い、施設の機能改善に努める。
 - 5) 使用者と催し物についての打合せを行い、必要に応じて見積等の書類を作成する。
 - 6) 以下の問合せ等に対応する。
 - ①施設使用に関する問合せへの助言
 - ②設備・備品の仕様や効果的な利用方法等についての案内および相談
 - ③視察、見学等に対して設備の説明及び案内
 - 7) 技術者の臨時派遣者を発注し、管理する。
 - 8) その他、会館の管理運営に必要な総務・庶務についても甲の指示に従って業務の補助を行う。
- (2) 貸館における業務
- 1) 舞台・音響・照明・映像等に係る設備や備品の仕込・操作・撤去及び原状復帰についての指導・助言及び監督、使用前後の貸出諸室の原状確認を行う。配置された人員内で可能な範囲であれば、操作の協力も行う。
 - 2) 使用終了後、舞台及び各操作室・楽屋等の諸室、設備・備品等の点検と確認を行う。
 - 3) その他、甲の指示する業務を行う。
- (3) 自主事業時における業務
- 1) 関係者との打合せに出席する。
 - 2) 必要に応じて仕込図の作成、レンタル備品の手配等を行う。
 - 3) 必要に応じて技術者の臨時派遣者の発注・打合せ等への出席を手配する。
 - 4) 設備・備品等の操作を行う。
 - 5) 設備・備品等の準備・仕込及び撤去、原状復帰を行う。
 - 6) 原状復帰終了後、舞台及び各操作室、使用諸室、設備・備品等の点検と確認を行う。
 - 7) その他、甲の指示する業務を行う。
- (4) 自主事業における協力
- 1) 市民への技術研修、ワークショップ等が行われた場合、講師として協力する。
 - 2) 会館で企画・制作する事業の実施に際し、関係者や参画する市民に協力する。
- (5) 派遣技術者の手配業務
- 利用施設が多い場合など、常駐技術者だけでは貸館対応が不可能になった場合、また自主事業で必要になった場合、甲の指示により臨時に派遣技術者を発注し、管理する。
- (6) その他
- その他、〇〇会館の運営に必要な技術支援、庶務についても甲の指示に従って業務の補助を行う。

7 従事者の資格

- (1) 利用者の催事の運営にあたって総合的なアドバイスができ、照明、音響について相当な知識を持ち、経験が5年以上の者。
- (2) 本会館の理念を理解し、市民参画に熱意を持って取り組める者。
- (3) 心身ともに健康な者。

8 従事者の服務

(1) 責任者

勤務者のうち1名を責任者とし、本業務を遂行するため他の従事者の指揮監督にあたるとともに、甲の職員と緊密な連絡をとるものとする。

(2) その他の従事者

その他の従事者は、責任者と緊密な連絡をとり、協力して本会館の舞台運営業務にあたること。

(3) 従事者は、必要に応じて職員と会議等をおこない、意思の疎通を図ること。

(4) 従事者は、甲乙協議の上、乙が定めた服装を常時着用し、名札をつけること。また、服装は常に清潔端正であるように心がけること。

(5) 従事者は、業務にあたり火気取締、危険防止、衛生等に十分注意すること。

(6) 従事者は、担当業務に精通するとともに、常に規則を守り、品位を保ち、明朗親切であるよう心がけること。

(7) 従事者は、施設、設備及び備品その他の破損箇所を発見したときは、直ちに職員に連絡すること。

(8) 従事者は、甲の定める消防施設に従い、行動すること。

(9) 従事者は、火災その他の事故が発生したときは、直ちに職員に連絡すると同時に、臨機の処置をとること。

9 経歴書の提出

(1) 乙は、業務実施にあたり従事者を決め、従事者の中から責任者を決めて、それぞれの氏名・略歴等（写真貼付）を書面をもって甲に提出し、事前に承認を得なければならない。

(2) 甲は、勤務状態不良その他の事由により従事者を不適格と認めた場合は、その旨乙に通知して変更を求めることができる。その場合、乙は適正な措置をとること。

(3) 乙は、従事者が病気その他、やむを得ない事情により勤務できないときは、あらかじめ定められている代理の従事者を勤務させること。

10 報告書等の提出

(1) 組織表の提出

乙は契約締結とともに、技術者選任届とともに技術者及び関係各社との体制を明らかにした組織表を提出する。

(2) 月間勤務予定表の提出

乙は前月20日までに勤務予定表を従事者と調整の上、作成して甲に提出し、承認を得る。

(3) 業務日誌の提出

乙は毎日の業務が終了した後に業務日誌に記入し、毎月末に甲に提出する。業務日誌の様式については、業務従事前甲に提出し、承認を得る。

11 その他留意事項

(1) 乙は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- (2) 乙は、業務の能率及び技術の向上に努めるものとし、適時従事者の教育訓練を行うこと。
- (3) 乙は、本業務が円滑に運営されていくことを目的として、必要に応じ開催する会議等に従事者を参加させるものとする。
- (4) 乙は、契約開始日から委託業務に支障なく従事できるように、従事者の教育・研修等を事前に行うこと。
- (5) 従事者は、公立文化施設協議会等の研修に、必要に応じて参加させるものとする。

12 経費の分担等

(1) 経費の負担区分

1) 甲が負担する経費

- ア 業務上必要とする光熱水費、備品、電話、机、イス、ロッカー、消耗品経費等
- イ 設備の保守、操作に必要な備品等
- ウ 設備・機器の使用業務日誌

2) 乙が負担する経費

- ア 従事者の被服、装具等に要する経費
- イ 乙が自らの事務・労務管理に必要な備品及び消耗品経費

3) その他

本仕様書に定めない経費が発生する場合は、委託者と協議の上、経費負担及び支払い方法等を定める。

(2) 場所の提供

甲は乙に業務上必要とされる場所を提供する。

(3) 損害賠償責任

乙は本業務の実施において、故意または過失によって甲及び第三者に損害を与えぬように万全を期すること。万が一損害を与えた場合は、その賠償責任を負う。

その他打ち合わせ記録

打ち合わせ記録

場 所：佐伯市役所

日 時：平成 29 年 5 月 1 日 13:00～15:30

議 事：

1. 第一回市民ワークショップ（高校生）に向けた事前打ち合わせ
 - ・当日 19 時から実施される高校生のみ参加の第一回市民ワークショップに向けて、ワークショップの実施内容、進行について、市とシアターワークショップで認識合わせを行った。

2. 大手前開発事業に係る事業費の回収期間の目標・目安について
 - ・市民より問い合わせのあった大手前開発事業に係る事業費の回収についての考え方について打ち合わせを行った。
市民への回答としては以下の内容になることを確認した。
 - ・大手前開発事業は公共事業のため、事業費の回収や利潤は追求していないこと
 - ・採算が合わなくても市民活動に寄与する事業に積極的に取り組むことが公立文化施設の役割であること
 - ・収支差が赤字ではなく投資として捉えられるよう取り組みを推進していく考えであること

◇大手前開発事業に係る事業費の回収期間の目標・目安、その返済原資の内訳について

公共事業は中央政府や地方自治体が、民間企業によっては適切な量の供給が望みにくい財・サービスを提供する事業のことで、利潤追求の目的をもって経営することが好ましくないような事業について行われます。大手前開発事業についても、当然のことながら公共事業のため、利潤は追求していません。

(仮称) 大手前まちづくり交流館および大手前広場については以下の様な事業を行っていくことを想定していますが(管理運営基本計画書P10)、いずれも収益を上げることはできず、民間企業では経営が成り立ちません。(鑑賞事業に限っては利益を出すこともできないわけではありません。)

しかしながら、採算が合わなくても市民活動に寄与する事業に積極的に取り組むことが公立文化施設の役割でもあります。

区 分	内 容
鑑賞事業	優れた芸術作品や各種公演の鑑賞機会を提供する事業
普及・育成事業	多種多様なワークショップに併せて、アウトリーチ活動を行うことで、各種活動の普及と次世代を担う人材及びそれらを支える人材を育成する事業
参加・交流事業	市民参加によるフェスティバルや国際交流イベントの開催といった参加・交流事業
地域・発信事業	地域に根差した伝統芸能を活用するなど、地域の魅力を発信する事業
にぎわい創出事業	周辺商業施設等と連携したイベント等、まちづくりの拠点としての役割を担い中心市街地をはじめとするまちのにぎわいにつなげる事業
市民自主事業	市民が自ら企画立案し実施まで行う事業
市民提案事業	市民からの提案要望に基づき実施する事業

公立文化施設では、施設運営・維持管理に多額の費用が掛かる一方で、市民の利用しやすい利用料金、入場料等に配慮する必要があることから、支出額と同等の収入を得ることが難しい収支構造となっています。(管理運営基本計画書P24)

支出	人件費	維持管理費				事業費		
		管理費	光熱水費	事務費	修繕費			
内訳	職員給与など	設備点検、清掃、警備などの費用	電気、水道、ガスなどの使用料	通信費、消耗品費など	小規模修繕費	事業経費		
収入	市負担金					貸館収入	自主事業収入	助成金
	運営管理に係る総経費から施設貸館料金収入および自主事業入場料収入・助成金を差し引いた金額					施設・備品の貸出料金	チケット代、参加料等	国、民間等からの補助金、助成金等

以上により、事業費の回収といったことは公共事業の性格として想定しておらず、大手前開発事業においては将来の佐伯に向けたまちづくり、文化づくり、人づくりに寄与する施設であると認められ、収支差が赤字ではなく投資として捉えられるよう、文化芸術、情報発信の拠点、人々の交流の拠点としての機能を適正に維持し、より多くの市民に利用、参加していただくための取り組みを推進していきたいと考えています。

打ち合わせ記録

場 所：佐伯市役所

日 時：平成 29 年 5 月 12 日 13:00～15:30

議 事：

1. 第 2 回市民ワークショップに向けた事務局会議
 - ・ 大手前開発推進室、関係各課、シアターワークショップにて、第 2 回市民ワークショップに向けた事前打ち合わせを行い、次の点について認識の共有を行った。
 - ・ 第 2 回市民ワークショップのテーマは事業計画とし、プレイベント、オープニングイベント、通年事業についてそれぞれ議論していただくこと
 - ・ 今後行っていく事業には自主事業、共催事業、貸館事業の 3 種類があり、市民ワークショップでの議論は、主に市と市民が協働して行う共催事業の在り方について意見を深めるものであること

自主事業、共催事業、貸館事業について

自主事業とは？

まちの文化や人々の楽しみ、心の充足のために、市として必要な事業を行うこと

- ①会館が費用を負担して作品や講座を製作（もしくは購入）して開催する。
- ②自分たちで宣伝してチケットを売る。
→収支差は赤字ではなく
将来の佐伯に向けた投資。

自主事業、共催事業、貸館事業について

共催事業とは？

市と利用者が協力して、魅力的な事業を市民へ提供すること

- ①費用負担割合は会館と利用者の関係によって様々。
- ②会館は宣伝に協力する、施設利用料を負担する、など利用者をサポートする。
→収支リスクを市と利用者とはが分担する。

自主事業、共催事業、貸館事業について

貸館事業とは？

市民や地域の団体、興行会社などに施設を貸し出し、さまざまな催しに利用してもらうこと

- ①費用の負担や宣伝などは借りた人が行う。
- ②会館は利用方法のアドバイスをしたり、利用当日に安全に利用されているかを立会い確認する。
→収支リスクは利用者が背負い、会館は施設の使用料を収入とする。